

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人広島子ども未来教育ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県廿日市市陽光台二丁目3番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県の教師や教師を志す学生、子ども、保護者、その他の教育関係者や地域住民に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、教育者としての授業技量の向上及び教育技術の習得、教師力向上のための定期的な学習会やセミナーの開催、子育てや学習に関する資料・情報の提供事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 教師や教師を志す学生、その他の教育関係者の指導力を育成するための事業
- (2) 伝統文化の振興を図るための事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく年会費を1年間滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費及びその他抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 総会に付議すべき事項

- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。なお、役員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第 31 条の 10 第 4 項及び法第 31 条の 12 第 4 項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山下	正範
副理事長	久保木	淳士
副理事長	櫻井	満也
理事	平野	歩夢
監事	井川	裕子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	0 円、年会費	0 円
(2) 正会員（団体）	入会金	0 円、年会費	0 円
(3) 準会員（個人）	入会金	0 円、年会費	0 円
(4) 準会員（団体）	入会金	0 円、年会費	0 円

役 員 名 簿

NPO法人 広島子ども未来教育ネット

[illegible]

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現在、全国の教育現場では、様々な問題に悩まされています。主には以下の3点です。

- ①ベテラン教師の多くが退職期を迎え、教育のノウハウが失われていること。
- ②また、子どもたちを取り巻く環境の多様化も進み、柔軟に対応する指導力や専門性を高めなければ、授業や学級を円滑に運営することが難しい現状があること。
- ③さらに、若い教員が増加的に採用されていっていますが、十分な準備や経験、周囲のフォローが得られないまま教壇に立つことにより現場で自信と意欲を失い、離職に至るケースがあること。

これらの課題は、教員が指導法や子ども理解、専門的知識について学ぶ機会を確保することによって、改善・解決が可能であると考えます。そこで、任意団体であるTOSS広島として、教師および教師を志す学生、保護者、その他の教育関係者を対象に、教育や教育者としての資質・能力の向上を図るための各種事業を行い、教育力の向上ならびに子どもの健全育成に寄与してまいりました。

また、これまでTOSS広島は、子どもたちの多様な交流の促進および日本の伝統文化の継承を目的とした「五色百人一首大会」を20年以上にわたり継続して実施してきました。これらの活動実績については、TOSS広島のホームページ (<https://info157536.wixsite.com/tossh>) において報告しています。

このような活動を継続・発展させていくにあたり、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的信用を得ながら、より幅広い事業展開を進めていくには、法人化が不可欠であると考えます。本団体は営利を目的とするものではなく、本県の子どもたちの健全育成および教師の指導力向上を目的とした活動を行っていくために、特定非営利活動法人（NPO法人）を設立するものです。皆様のご理解と、幅広いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|-----------|---|
| 1985年頃～ | 任意団体「法則化広島連合サークル」として定例の学習会を開催
以後、教師力向上のための定例の学習会に加え、効果のある指導法を学ぶセミナーの開催 |
| 2000年頃～ | 「TOSS広島」に名称を変更
教師が学ぶきっかけづくりとして、教え方セミナーを開催
(以後、基本的に、毎年活動として開催) |
| 2015年～ | 広島県教育委員会から教え方セミナー事業の後援を取得 |
| 2024年～ | 他県から実践力のある講師の方を招聘し、セミナーを開催 |
| 2026年6月8日 | NPO法人広島子ども未来教育ネットの設立総会を開催 |

2026年6月8日

NPO法人 広島子ども未来教育ネット

設 立 代 表 者

山下 正範

令和8年度 事業計画書

NPO法人広島子ども未来教育ネット

1 事業実施の方針

まずは、全国規模の取組として行っている「TOSS 春の教師力 UP フェス」で、教師や教師を目指す方の新しい研鑽の場をつくります。

さらなる研鑽の場として、全国で活躍している講師を招聘したセミナーを開催します。

また、県内の子供たちが伝統文化に触れる機会として、五色百人一首広島県大会を開催します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事 者 の予 定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
教師や教師を志す学生、その他の教育関係者の指導力を育成するための事業	第3回TOSS春の教師力UPフェスin広島	3月～5月	広島県内・オンライン	6	教育関係者 150	30
	第3回 ALL石坂セミナー	6月13日	広島市内	6	教育関係者 100	250
	第3回 ALL長谷川博之セミナー	11月1日	広島市内	5	教育関係者 100	500
伝統文化の振興を図るための事業	第25回五色百人一首広島県大会	2月14日	広島県立総合体育館	15	一般市民 80	50

令和9年度 事業計画書

NPO法人広島子ども未来教育ネット

1 事業実施の方針

2年目は参加者数の増加を企図すると共に、冬に冬季セミナーの実施を計画する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事 者の予 定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
教師や教師を志す学生、その他の教育関係者の指導力を育成するための事業	第4回TOSS春の教師力UPフェスin広島	3月～5月	広島県内・オンライン	6	教育関係者 160	35
	第4回 ALL石坂セミナーin広島	6月12日	広島市内	6	教育関係者 110	255
	第4回 ALL長谷川博之セミナーin広島	11月7日	広島市内	5	教育関係者 110	505
	TOSS広島冬季セミナー	12月	広島市内	5	教育関係者 20	10
伝統文化の振興を図るための事業	第26回 五色百人一首広島県大会	2月	広島県立総合体育館	20	一般市民 90	55

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人広島子ども
未来教育ネット
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
その他受取会費	60,000	60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
教育関係者を対象とした事業収益	900,000		
一般市民を対象とした事業収益	70,000	970,000	
5. その他収益			
受取利息	10	10	
雑収益	0		
経常収益計			1,080,010
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝礼金	550,000		
会場費	150,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
発送費	30,000		
資料準備費	60,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	830,000		
事業費計		830,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	100,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	200,000		
管理費計		200,000	
経常費用計			1,030,000
当期経常増減額			50,010
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			50,010
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額			50,010

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人広島子ども
未来教育ネット
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
その他受取会費	70,000	70,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
教育関係者を対象とした事業収益	1,000,000		
一般市民を対象とした事業収益	80,000	1,080,000	
5. その他収益			
受取利息	20		
雑収益	50,010	50,030	
経常収益計			1,200,030
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝礼金	520,000		
会場費	180,000		
会議費	40,000		
旅費交通費	10,000		
発送費	40,000		
資料準備費	70,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	860,000		
事業費計		860,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	120,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	240,000		
管理費計		240,000	
経常費用計			1,100,000
当期経常増減額			100,030
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,030
前期繰越正味財産額			50,010
次期繰越正味財産額			150,040